租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) 【新設· <u>拡充</u> ·延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 〇我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフッティングを確保しつつ、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 一試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) 一総額型について、試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) 一高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで)) 一特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)の運用改善 《関係条項》
4	担当部局	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9 情報通信国際戦略局技術政策課
5	 評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期: 平成 28 年 8 月 分析対象期間: 平成 25 年度~平成 31 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	・増加型: 昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制: 昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度: 平成 5 年度創設 ・総額型: 平成 15 年度創設 ・高水準型: 平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から20%又は30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。
7	適用又は延長期間	 ○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加) ○増加型の廃止に伴って、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じたものに見直し(6%、8%、10%、25%の4段階(中小企業者等については、12%、25%の2段階)) ○オープンイノベーション型の運用改善(以上、恒久措置) ○高水準型の適用期限の延長(3年間延長(31年度末まで))

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

我が国の研究開発投資総額(平成 26 年度:19.0 兆円)の約7割(同:13.6 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。

具体的には、民間研究開発投資を 2020 年度までに対GDP比で3%以上とする。

《政策目的の根拠》

〇第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣 議決定]

第7章 科学技術イノベーションの推進の強化

(5)未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく 観点から~(中略)~政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設 定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

○成長戦略(日本再興戦略改訂 2016)[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

- 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化
- (2)新たに講ずべき具体的施策
- i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ

研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。

また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。

〇科学技術イノベーション総合戦略 2016[平成 28 年 5 月 24 日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを推進する仕組みの強化

研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを 促進する。

〇経済財政運営と改革の基本的方針 2016(骨太の方針)[平成 28 年 6 月 2 日閣議決定]

第2章 成長と分配の好循環の実現

- 2 成長戦略の加速等
- (1)生産性革命に向けた取組の加速
 - ③ 研究開発投資の促進
- ~(略)~民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成 32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比 4%以上とすることを目標とともに、(以下略)。

② 政策体系 における 政策目的 の位置付 〇政策評価体系

平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年 6 月策定、28 年 3 月改正)】

- V. 情報通信(ICT政策)
- 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

〇第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年~32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣 議決定]

第7章 科学技術イノベーションの推進の強化

(5)未来に向けた研究開発投資の確保

第5期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく 観点から~(中略)~政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設 定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。

このため、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

○成長戦略(日本再興戦略改訂 2016) [平成 28 年 6 月 2 日閣議決定] Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

- 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化
- (2)新たに講ずべき具体的施策
- i)イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ

研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)。

また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。

〇科学技術イノベーション総合戦略 2016[平成 28 年 5 月 24 日閣議決定] 第4章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 (1)オープンイノベーションを創出する仕組みの強化

研究開発税制等によって、民間企業が、大学や公的研究機関、他企業等とも連携しつつ、中長期的な視点を踏まえた研究開発投資を積極的に行うことを 促進する。

〇経済財政運営と改革の基本方針 2016(骨太の方針)[平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定]

第2章 成長と分配の好循環の実現

- 2 成長戦略の加速等
- (1)生産性革命に向けた取組の加速
- ③ 研究開発投資の促進
- ~(略)~民間における研究開発投資の促進を図る。これにより、2020年(平成 32年)までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)

3	達成目標 及びその 実現によ	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を 2020 年度までに対GDP比 3%以上とする。
	る寄与	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押 し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型) は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。また、平成28年度経済産業省アンケート調査では約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

9	有効性	① 適用数等	〇利用実績(うち、税法上の中小企業者等分(資本金1億円以下))		
	等				
			①適用事業者(法人)数		
			<総額型(拡充)>		
			平成 24 年度 3,297 法人(842 法人)		
			平成 25 年度 3,733 法人(886 法人)		
			平成 26 年度 3,707 法人(853 法人)		
			平成 27 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)		
			平成 28 年度 4,144 法人(954 法人)(見込み)		
			<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>		
			平成 24 年度 4,706 法人(4,686 法人)		
			平成 25 年度 5,197 法人(5,181 法人)		
			平成 26 年度 5,380 法人(5,368 法人) 平成 27 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)		
			平成 27 年度 6,036 法人(6,040 法人)(見込み) 平成 28 年度 6,056 法人(6,040 法人)(見込み)		
			~ 一		
			マ成 24 年度 131 法人(81 法人)		
			平成 25 年度 125 法人(76 法人)		
			平成 26 年度 130 法人(80 法人)		
			平成 27 年度 131 法人(81 法人)(見込み)		
			平成 28 年度 131 法人(81 法人)(見込み)		
			②減収額実績		
			<総額型(拡充)>		
			平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)		
			平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)		
			平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)		
			平成 27 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)		
			平成 28 年度 5,702 億円(56 億円)(見込み)		
			<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>		
			平成 24 年度 212 億円(209 億円)		
			平成 25 年度 241 億円(240 億円)		
			平成 26 年度 274 億円(273 億円)		
			平成 27 年度 287 億円(286 億円)(見込み)		
			平成 28 年度 287 億円(286 億円)(見込み) <高水準型(延長)>		
			へ高小学望(延長) ク 平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)		
			平成 24 年度 93 億円(0.5 億円) 平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)		
			平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)		
			平成 20 年度 35 億円(1.7 億円)(見込み) 平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)		
			平成 27 年度 91 億円(1.7 億円)(見込み)		
			1,772 = 1,72 = 0. (68.13.() (
			※平成24~26年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。		
			※平成 27、28 年度は、「平成 28 年度経産省アンケート調査結果(大企業)」及		
			び「平成 28 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果におい		
			て、研究開発税制を活用した、または活用する見込みと回答した企業数及		
			び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務		
			省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している(別紙①参照)。		
			なお、平成 28 年度は、上記アンケートの回答企業が少なく、試算した数		

値が信用に足る数値とは判断できないため、平成27年度と同数とした。

〇将来推計

適用企業数 適用金額

平成 29 年度

-総額型
 中小企業技術基盤強化税制
 -高水準型
 4,144/事業年度
 6,056/事業年度
 33,158 百万円
 260/事業年度
 9,914 百万円

平成 30 年度

-総額型
 中小企業技術基盤強化税制
 -高水準型
 4,144/事業年度
 6,056/事業年度
 34,750 百万円
 260/事業年度
 9,914 百万円

平成31年度

・総額型 4,144/事業年度 745,056 百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 6,056/事業年度 36,418 百万円
 ・高水準型 260/事業年度 9,914 百万円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用件数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成29年度、平成30年度、平成31年度は、平成28年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目 GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年4.8%増加させる必要があることから、平成29年度税制改正要望内容に伴う適用金額に104.8%に相当する額を平成29年度推計値に、平成29年度推計値の104.8%に相当する額を平成30年度推計値に、また平成31年度推計値の104.8%に相当する額を平成31年度推計値とした。(平成28年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

〇業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、高水準型ともに下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

〇平成 26 年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
総計	3,707	853
製造業	2,623	524
化学工業	509	78
機械製造業	328	64
電気機械	320	71
食料品	245	57
輸送用機械	242	27
金属製品	169	40
その他製造業	810	187

サービス業	368	124
卸売業	329	110
建設業	202	54
その他	185	41

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

製造業 3,415 3,412 化学工業 458 458 458 機械製造業 450 450			
製造業 3,415 3,412 化学工業 458 458 458 機械製造業 450 450	業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
化学工業458458機械製造業450450電気機械419419食料品345343輸送用機械139139金属製品398398その他製造業1,2061,205サービス業680680卸売業827826建設業186186	総計	5,380	5,368
機械製造業 450 450	製造業	3,415	3,412
電気機械 419 419 食料品 345 343 輸送用機械 139 139 金属製品 398 398 その他製造業 1,206 1,205 サービス業 680 680 卸売業 827 826 建設業 186 186	化学工業	458	458
食料品345343輸送用機械139139金属製品398398その他製造業1,2061,205サービス業680680卸売業827826建設業186186	機械製造業	450	450
輸送用機械139139金属製品398398その他製造業1,2061,205サービス業680680卸売業827826建設業186186	電気機械	419	419
金属製品398398その他製造業1,2061,205サービス業680680卸売業827826建設業186186	食料品	345	343
その他製造業1,2061,205サービス業680680卸売業827826建設業186186	輸送用機械	139	139
サービス業680680卸売業827826建設業186186	金属製品	398	398
卸売業827826建設業186186	その他製造業	1,206	1,205
建設業 186 186	サービス業	680	680
	卸売業	827	826
その他 272 264	建設業	186	186
	その他	272	264

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 26 年度高水準型適用件数

業種名	適用企業数	(うち中小企業者等)
未催石 	迎用止未效	(プラ中小正来有寺)
総計	130	80
製造業	73	37
化学工業	22	6
機械製造業	6	3
電気機械	13	7
食料品	2	2
輸送用機械	3	1
金属製品	5	4
その他製造業	22	14
サービス業	40	31
卸売業	9	6
建設業	2	1
その他	6	5

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇業種別減収金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及び高水準型(化学工業) の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 19.7%と非常に高いこと、また、高水準型については、全産業の売上高に占め る化学工業の割合が 1.8%であることに対して、全産業の研究開発費に占める 化学工業の割合が 11.3%と非常に高く、対売上高研究開発比の割合が高いた めと考えられる。

〇平成 26 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	528,147	5,436
製造業	463,307	3,197
化学工業	88,986	1,104
機械製造業	50,276	196
電気機械	50,873	337
食料品	8,465	226
輸送用機械	179,720	161
金属製品	3,915	141
その他製造業	81,072	1,032
サービス業	7,779	1,289
卸売業	8,724	523
建設業	4,051	58
その他	44,286	369

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位: 百万円)

業種名	適用金額	(うち中小企業者等)
総計	27,387	27,264
製造業	20,068	20,061
化学工業	5,532	5,532
機械製造業	1,935	1,935
電気機械	2,840	2,840
食料品	1,564	1,557
輸送用機械	701	701
金属製品	1,291	1,291
その他製造業	6,205	6,205
サービス業	1,238	1,238
卸売業	2,965	2,964
建設業	393	393
その他	2,723	2,608

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

〇平成 26 年度高水準型適用金額 (単位:百万円)

〇十次 20 干及同小	十上远/11亚眼	(十四:口/)1/		
業種名	適用金額	(うち中小企業者等)		
総計	5,531	104		
製造業	5,102	77		
化学工業	3,375	3		
機械製造業	4	3		
電気機械	105	5		
食料品	1	1		
輸送用機械	459	0		
金属製品	2	1		
その他製造業	1,156	64		
サービス業	417	16		
卸売業	10	9		
建設業	0	0		
その他	2	2		

(出典:H26 租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※なお、総務省「科学技術研究調査」平成 27 年度調査結果(平成 26 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.6 兆円)の業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(20.9%)」、「情報通信機械器具製造業(12.0%)」、「医療品製造業(11.0%)」、「電気機械器具製造業(8.2%)」、「化学工業(5.5%)」となっているほか、「その他製造業(21.0%)」、「非製造業(13.5%)」となっている。

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、平成26年の適用は9人(適用金額1百万円)となっている。また、それ以前の平成24年及び平成25年の値は得られないものの、本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 減収額

〇減収額実績

<総額型(拡充)>

平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)

平成 25 年度 4,796 億円(49 億円)

平成 26 年度 5,281 億円(51 億円)

<中小企業技術基盤強化税制(拡充)>

平成 24 年度 212 億円(209 億円)

平成 25 年度 241 億円(240 億円)

平成 26 年度 274 億円(273 億円)

<高水準型(延長)>

平成 24 年度 93 億円(0.5 億円)

平成 25 年度 110 億円(1.4 億円)

平成 26 年度 55 億円(1.0 億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

〇将来推計

	適用企業数	適用金額
平成 29 年度		
総額型	4,144/事業年度	6,784 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	332 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円
平成 30 年度		
総額型	4,144/事業年度	7,109 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	348 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円
平成 31 年度		
総額型	4,144/事業年度	7,451 億円
中小企業技術基盤強化税制	6,056/事業年度	364 億円
高水準型	260/事業年度	99 億円

※総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用企業数及び高水準型の適用企業数、適用金額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから平成29年度、平成30年度、平成31年度は、平成28年度推計値と同数とした。また、総額型、中小企業技術基盤強化税制の適用金額については、「2020年頃に名目GDP600兆円達成」及び「民間研究開発投資を対GDP比3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年4.8%増加させる必要があることから、平成29年度税制改正要望内容に伴う適用金額に104.8%に相当する額を平成29年度推計値に、平成29年度推計値の104.8%に相当する額を平成30年度推計値に、また平成31年度推計値の104.8%に相当する額を平成31年度推計値とした。(平成28年度経済産業省アンケート調査に基づく試算)

③ 効果・税収

減是認効果

《効果》

○達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況

低下していた我が国の研究開発費の対GDP比率は回復基調にあり、2014年はピーク時である2008年を上回る研究開発費の対GDP比率となっている。しかし、その伸び率は低調な水準に留まっており、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上」及び「民間研究開発投資を対GDP比の3%

以上」という目標を達成できていない。 対 GDP 研究開発投資比率の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
研究開発	2.60%	2.040/	2.640/	2 E C IV	2.670/	2 GEN/	2.76%	2.070/
投資総額	3.69%	3.84%	3.64%	3.56%	3.67%	3.65%	3.76%	3.87%
民間研究								
開発投資	2.70%	2.79%	2.53%	2.50%	2.59%	2.58%	2.63%	2.77%
額								

(出典:科学技術研究調査(総務省))

そのため、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることにより、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間研究開発投資費の対 GDP 比 3%以上」を達成することができるものと考えられる。

〇租税特別措置等による直接的な効果

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、研究開発投資の伸び率は主要国と比して低調な状況が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

なお、今般の要望を踏まえた、研究開発税制の経済波及効果としては、平成29年度~平成38年度までの10年間に及ぼす効果として、①GDP押し上げ効果:6,845億円、②雇用創出効果:約83万人、③税収効果:約1,298億円の効果が見込まれる。(詳細は後述)

《税収減を是認するような効果の有無》

第5期科学技術基本計画の当面の目標「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33 倍に押し上げる効果がある。平成28年度経済産業省アンケート調査でも、約71%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33 倍)及び「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の実績から、平成26年度における民間研究開発投資押し上げ額は12,306億円(528,147百万円 × 2.33倍 = 1,230,583百万円)。

また、平成 26 年度の民間研究開発投資額 135,864 億円(実績)に対しては、約 9.1%の押し上げ効果があり、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○試験研究費の増減に応じた控除率の設定(6%、8%、10%、25%の4段階

(中小企業等について12%、25%の2段階))

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持させる方策として有効であるが、試験研究費の増減に応じた控除率を設定することで、民間研究開発投資をより安定的に維持・拡大させることが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

○試験研究費の定義の見直し(サービス開発の追加)

試験研究費の定義を見直す(サービス開発の追加)ことにより、ビックデータ等を活用した高付加価値サービスの開発など、真にイノベーションの創出に資する研究開発への積極的な投資が期待できる。

〇高水準型の適用期限の延長(3年間)

現行の高水準型は、通常よりも売上高に占める研究開発投資比率が高い企業の研究開発投資水準を維持・拡大に有効な制度であり、本制度を延長することは、今後も高い研究開発投資水準を確保することが期待でき、第5期科学技術基本計画に明示された2020年までの間における官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上の目標に向け、研究開発投資の増加が期待できる。

〇オープンイノベーション型の運用改善

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組みは国際的に遅れており、これが国際競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。オープンイノベーション型は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、企業活動の実態に合わない手続等の運用面における改善を行うことにより、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

〇経済波及効果等

今回の要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおり高い効果が あると考えられる。

(総額型、オープンイノベーション型、高水準型)

- •平成29年度減収見込額6,609億円
 - → 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33 倍)
- ・平成29年度の減税(6,609億円)が、平成29年度~平成38年度までの1 0年間に及ぼす①GDP 押し上げ効果: 6,536億円、②雇用創出効果: 約79 万人、③税収効果: 約1,240億円

(中小企業技術基盤強化税制)

- •平成 29 年度減収見込額315億円
 - → 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果(2.33 倍)
- ・平成29年度の減収(315億円分)が、平成29年度から平成39年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:309億円、②雇用創出効果:約3.8万人、③税収効果:58.7億円

さらに、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組

				む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
10	相当性	1	租借よる当性等	我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業等が実施する研究開発投資は、国全体の研究開発投資に占める割合が高い(75.5%、主要国中トップ)。 ②企業等が実施する研究開発投資のほとんどを企業等自身が負担している(98.1%)。 ③企業等の研究開発投資への政府による直接支援は少ない(1.06%、主要国中最低)。すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。特に予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなることからも、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。また研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発主体が研究開発投資にはスピルオーバー効果(負の外部経済性)があり、研究開発と資色が必要であり、研究開発と資を対係のに対策を対して、第5期科学技術基本計画に掲げられた「官民合わせた研究開発投資を対係DP比の4%以上とする」という目標を達成するためには、2020年までに研究開発投資を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資の維持・拡大効果の高い総額型の措置を中心に本制度を拡充・延長をすることが必要かつ効果的である。なお、研究開発に対する税制優遇措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国を始め、近年、主要国では積極的に拡充されている。

				主要国の研究開発税制の動向						
				日本	→	総額型:恒久 上乗せ型:時限 租税特別措置法	2014 増加型の控除率について、増加率に応じて大きくなる (最大30%) 制度に改組(改正前は、一律5%) 2015 総額型の控除上限率の恒久化及び引上げ (20%→25%)、OI型の控除率の大幅な拡充 (12%→20%または30%) ほか	法人実効税率 29.97%(2016fy) 29.74%(2018fy)		
				*B	\sum	恒久措置 内国歳入法	2015 従前時限措置だった研究開発税制を恒久化 (2016年より措置)	法人実効税率 39.00%※		
				英国	\sum	恒久措置法人税法	2008 大企業向け追加損金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加損金算入割合を引上げ (50% → 75%: 08fy → 100%: 11fy → 125%: 12fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	法人実効税率 21.00%		
				仏国		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に 要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設 2015 20%を40%に引上げ	法人実効税率 33.33%		
				韓国		恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租稅特例制限法	2008 重点分野 (新成長動力及び源泉技術研究開発) に 対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 (以前は、大企業と同率)	法人実効税率 24.20%		
							'			
		2	他の支援	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階におい						
				一く寺を設定することで、より行足された万野文は研究開発投資校階におい て成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促						
				進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーに						
				おいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持						
				つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野						
				等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、成長戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2016 に記載のある他						
				る。また、成長戦略や科子技術インペーション総合戦略 2016 に記載のある他 の施策(オープンイノベーション推進に向けた取組の強化、新規事業に取り組						
				む企業の活性化の促進、知的財産・標準化戦略及び制度の見直しと整備等)						
				の基盤の	として	、これら施策と	との相乗効果を生むものと考えられる。			
		3		地方	税法	第 23 条第 1 項	- 原第4号において、法人住民税は試験の	开究費税額控		
			団体が協力する相	除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業						
			当性		後の法人税額					
				を課税権	漂準と	とすることが定	められている。			
11	 有識者の見解						_			
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			平成 26 年 8 月【H26 総務 06】						

平成27年度、平成28年度の適用数等推計の考え方

〇和税特別措置法の適用実態調査(財務省:平成26年度実績)

総額型:

適用件数:3,707(うち中小企業:843)

適用総額:528,147百万円(うち中小企業:5,138百万円)

• 中小企業技術基盤強化税制:

適用件数:5,380(うち中小企業:5,368)

適用総額: 27,387 百万円(うち中小企業:27,264 百万円)

• 高水準:

適用件数:130(うち中小企業:80)

適用総額:5,531 百万円(うち中小企業:104 百万円)

「総額型]

〇平成 28 年度経済産業省アンケート調査 (大企業) (平成 26 年度実績)

- 1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528,147 百万円。
- 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239,126 百万円であり、カバー率は、約45.3%。

(カバー率: 239.126/528.147=45.3%)

3. 当該カバ一率(45.3%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の総額型活用実績の258,169百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成27年度における総額型の見込み額とした。

(258.169 百万円÷45.3%=570,208 百万円)

- 4. 適用件数は、経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型適用件数は、 356 件であり、カバー率は、9.6%。
- 5. 当該カバ一率(9.6%)を経済産業省企業アンケートで得られた、平成27年度の総額型 適用件数の398件に割り戻して得られた件数を、現行制度の平成27年度における総額 型の適用見込み件数とした。

(平成 27 年度推計件数: 398÷9.6%=4,144件)

[中小企業技術基盤強化税制]

〇平成 28 年度中小企業アンケート調査 (平成 26 年度実績)

【中小企業者等】

- 1. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税 特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた 28,580 百万円を 現行制度の平成 27 年度における中小企業技術基盤強化税制の見込み額とした。
- 2. 適用見込み件数についても、上記 4~5 と同様の手法により得られた 6,040 件を適用見 込み件数とした。

【大企業】

大企業の実績については、アンケート等により把握できていないため、以下のとおり試算 した。 • 平成 27 年度適用件数

大企業: 6,040× (16+12/5,181+5,368) = 16 件

※試算方法:中小企業者等の H27 実績×(H25 大企業実績+H26 大企業実績/

H25 中小企業者等実績+H26 中小企業者等実績)

• 平成 27 年度適用金額

大企業: 28,580× (151+123/23,972+27,264) =153 百万円

※試算方法:中小企業者等の H27 実績×(H25 大企業実績+H26 大企業実績/

H25 中小企業者等実績+H26 中小企業者等実績)

[高水準型]

〇平成 28 年度経済産業省アンケート調査 (大企業) (平成 26 年度実績)

•平成26年度集計結果

適用件数:9(租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率:6.9%)

適用総額:2,303 百万円(カバー率:41.6%)

• 平成 27 年度集計結果 適用件数:9

適用総額:3,803 百万円

· 平成 27 年度推計件数: 9÷6.9%=130

推計総額: 3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

(総額型)

- 1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の総額型の活用実績は、528, 147 百万円。
- 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の総額型活用実績は、239, 126 百万円であり、カバー率は、約 45.3%。

(カバー率: 239.126/528.147=45.3%)

3. 当該カバー率(45.3%)を経済産業省平成28年度企業アンケートで得られた、平成27年度の総額型活用実績の258,169百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成29年度における総額型の見込み額とした。

(258, 169 百万円÷45. 3%=570, 208 百万円)

- 4. 加えて、平成29年度税制改正要望において、①総額型の仕組みの変更に伴う活用見込み額を、経済産業省企業アンケートの試験研究費の増減等を踏まえ643,069百万円の見込み額とした。また、②試験研究の定義見直し(サービス開発の追加)に伴い新たに活用を受ける見込み額を、非製造業の試験研究の控除率を製造業と同水準にすることと設定し、4,230百万円の見込み額とした。
- 5. 総額型の仕組み変更に伴う増減額としては、▲72,861 百万円の改正減収見込み額とし、 試験研究の定義見直しに伴う増減額としては、▲4,230 百万円の改正減収見込み額とし た。

(中小企業技術基盤強化税制)

- 6. 中小企業庁企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び租税 特別措置適用実態調査を用い、上記 1~3 と同様の手法により得られた①中小企業技術 基盤強化税制の仕組みの変更に伴う減収見込額は、▲2,918 百万円。
- 7. また、上記 4 と同様の試算にて②試験研究の定義見直し(サービス開発の追加)に伴う 減収見込み額は▲1,316 百万円とした。

【適用見込事業者数】

(総額型)

1. 適用見込事業者数について、要望書提出時点においては、企業アンケートによる平成 29 年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調 査」における平成 27 年度の適用事業者数を平成 29 年度の総額型適用見込事業者数 (4,144 社) とした。

(中小企業技術基盤強化税制)

2. 総額型と同様に、適用見込事業者数については要望書提出時点において、企業アンケートによる平成29年度の見込数字等を有していないことから、財務省「租税特別措置の適用実態調査」における平成27年度の適用事業者数を平成29年度の総額型適用見込事業者数(6,040社)とした。

高水準型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

- 1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成 26 年度の高水準の活用実績は、5,531 百万円。
- 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の高水準型の実績は、2,303 百万円 であり、カバー率は、約 41.6%。

(カバー率: 2,303/5,531=41.6%)

- 3. 当該カバー率 (41.6%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の高水準活用実績の 3,803 百万円に割り戻して得られた額を、現行制度の平成 29 年度における高水準型の見込み額とした。
 - (3,803 百万円÷41.6%=9,133 百万円)
- 4. 加えて、平成 29 年度税制改正要望において、増加型を廃止することに伴い、これまで増加型を活用し高水準を活用していなかったものが、新たに高水準型の適用を受ける額を、経済産業省企業アンケートから 781 百万円の見込み額とした。
- 5. 増加型の改正に伴う増減額は、▲781 百万円の改正減収見込み額とした。

【適用見込事業者数】

・同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(260社)とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

【減収見込額】

- 1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度のオープンイノベーション型の活用実績は、306百万円。
- 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度のオープンイノベーション型の実績は、177 百万円であり、カバー率は、約 57.8%。 (カバー率: 177/306=57.8%)
- 3. 当該カバー率 (57.8%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度のオープンイノベーション型活用実績の 2,128 百万円に割り戻して得られた額を、 平成 29 年度におけるオープンイノベーション型の減収見込み額とした。 (2,128 百万円÷57.8%=3,681 百万円)

【適用見込事業者数】

1. 同様の手法により、平成29年度の適用見込事業者数(508社)とした。

増加型 減収見込額・適用見込事業者数について 【廃止措置】

【減収見込み額】

- 1. 租税特別措置の適用実態調査によると、平成26年度の増加型の活用実績は、103,493百万円。
- 2. 経済産業省企業アンケートで得られた平成 26 年度の増加型の実績は、55,521 百万円であり、カバー率は、約53.6%。

(カバー率: 103, 493/55, 521=53.6%)

3. 当該カバ一率 (53.6%) を経済産業省平成 28 年度企業アンケートで得られた、平成 27 年度の増加型活用実績の 46,187 百万円に割り戻して得られた額を、平成 29 年度の廃止に伴う増減額の見込み額とした。

(46, 187 百万円÷53.6%=86, 095 百万円)